

---

件名： 第4回 海苔のトレーサビリティシステムガイドライン策定委員会  
日時： 平成18年3月24日 13:30～  
場所： 航空会館 502 会議室

---

## 1 挨拶（略）

## 2 審議

### (1) 海苔のトレーサビリティシステムガイドライン(案)について

#### \*パブリックコメントとガイドライン(案)への反映について

委員 A：事務局提案の「パブリックコメントに対する考え方」について、この委員会の時間内で判断するのは難しい。時間がかかっても一つずつ検討する必要がある。

#### \*ガイドライン(案)の公開の時期と、継続検討の必要性

委員 A：ガイドライン案を検討した時期は海苔の生産団体及び加工業者にとって、とても忙しい時期で、あまり資料を読む時間がなかった。しかし、この問題が提起されたことは、業界として非常によかったと思う。

まず、消費者のためにガイドラインを作ることが大切で、そのためにはどういう考え方を持って業界が取り組んでいくのか意思統一する必要がある。消費者が何を考え、求めているのか、また業界の取り組みがどこまで進んでいるのか、もう少しよく調べていただく必要がある。ガイドライン(案)には、既に業界で出来ていることや、全然出来そうもないことが並列されている。我々が欲しいガイドラインは、もっと違うものだと思う。

農水省 A：海苔の特性を踏まえて、トレーサビリティを導入したいという事業者が困らないよう、一つの指標としてお示ししている。業界全体の合意が取れたガイドラインを作るということは望ましいが、現実には難しい。

委員 B：この委員会で合意をまとめたという状況ではなかった。ガイドラインを作ったことで業界に対するプラス面やマイナス面に関する話し合いも一切なかった。今後このままの形で公表するとなると、単なる手引書ではなく強制になる。公表するには全て見直さないと委員として責任はもてない。

委員 C：これまでの委員会で、基本的な合意は得てきたはずだ。(事務局が作成した案に対して) 委員会で委員の方に指摘していただいた意見を取り入れている。これはあくまでガイドラインであり、トレーサビリティシステムの導入は自主的なものであるということはガイドライン本文でも強調している。

農水省 A：この委員会に出席していただいた業界の方の役割は、業界全体の代表としてではなく、ガイドラインをつくる上での知識を提供することだ。

事務局 A：この海苔の業界にトレーサビリティのガイドラインが必要ないという趣旨なら、その旨をご議論いただきたい。このことについては、第1回委員会から継続してお

語りしてきたつもりである。チェーントレーサビリティを実現しようとするときに、それぞれの段階の事業者の取り組みの基準づくりが必要との認識に立って品目別ガイドラインをつくっている。また、品目により事情が異なるので合意や確認をしていく必要があると考えて取り組んできた。それを海苔についてまとめたものがこの案だ。

委員 A：海苔 4 団体の代表が、ガイドラインを広めていくために皆で検討したいので、ガイドラインを出すのを半年ほど待って頂けないか、と（農水省および事務局に）お願いしたところである。

委員 D：生産者団体を集めた上で、公表前に話し合いが必要なのではないか。3 月末の段階では、「中間報告」のような形で公開していただければありがたい。

事務局 A：本委員会は 3 月末で終わりにせず、業界の方々からの意見を反映させながら、このガイドラインの検討は続けていきたいと思っている。

委員 A：3 月にはどのような形で発表するのか。

農水省 A：プレスリリースする。

事務局 A：特に製本せず、農林水産省と事務局のウェブサイトに掲載する。

委員 A：継続的に検討してガイドラインを修正する場合は、変更することが出来るのか。

事務局 A：できる。改訂することに委員会で合意が得られれば改訂し、事務局のホームページにも載せ、農林水産省にもお願いする。

委員 C：3 月末は第 1 版、改訂されたら第 2 版という形が良い。

委員 A：現実には、「農水省が出したものに書いてある」と言われた時に困る。

事務局 A：農水省が決めたから、と業界の中で受け止められないような努力していきたい。基本的には事業者で検討を進めていった合意の結果だということをお示ししたい。

## ■全般

### \*タイトルについて

事務局 B：(資料 1 「パブリックコメントとガイドライン(案)への反映」を説明。)

【パブリックコメントより】「海苔のトレーサビリティシステムガイドライン」を「海苔のトレーサビリティシステム導入の手引き」としてはどうか。

農水省 A：他のガイドラインとの名称上の統一性や本委員会の名称等を考えると、変えない方が良いのではないか。

事務局 A：業界の方々が増やしていくときに、受け入れやすいものが良いと思う。

委員 E・委員 B：「手引き」の方が入りやすいと思うので「手引き」にして頂きたい。

事務局 A：既にトレーサビリティを行なっていて、全く一からトレーサビリティを導入するのではない事業者等もあると思うので、「トレーサビリティ確保のための手引き」とする案もある。

委員 C：考え方としては「導入」という感じがする。

## 結論

- ・「海苔のトレーサビリティシステム導入の手引き」に変更する。
- ・本文についても「ガイドライン」は「手引き」に変更する。

## ■ 1章 はじめに

### \* ガイドライン適用の範囲について

【パブリックコメントより】「対象となる製品」の具体的な品目について、記述は必要ない。

委員 A：今差し迫って問題なのは、海外産の海苔を国産だと偽装表示して売る事業者が現れる不安ではないか。「刻み海苔」についてトレーサビリティシステムの対象に入れるというのは難しい。

事務局 A：ガイドラインの対象範囲にはなっているが、各自が取り組むシステムの対象に必ず刻み海苔を入れなければならない、とは書いていない。ガイドライン案では、第2章で各自で対象を決めることを求めている。

委員 A：各自で対象を決めてよい、というなら具体的に書く必要はない。自分で扱っているものは全部対象だ。もみ海苔や刻み海苔に関しては、一部でも海外産のものを入れるなら必ず明記する事が必要だ、ということガイドラインに書くことの方が重要だ。

委員 C：問題が起きた時に遡れる仕組みが必要だということだ。トレーサビリティとは、何か問題が起きた時に、原因を突きとめることができなければ全量回収になってしまうので、ロット管理をしておく必要がある、という発想だ。アカウントビリティさえちゃんとしていけばよく、取り組まない場合、責任をどこまでとれるのか、明確にしておく必要がある。

委員 A：このように適用範囲が書かれていると、すべてやらざるを得ない。

委員 C：そういう誤解がないように配慮しながら修正していただきたい。

### \* 対象となる製品：もみ海苔と刻み海苔について

【パブリックコメントより】対象範囲として、もみ海苔と刻み海苔について、対象範囲から外してほしい。

委員 E：業界の意見として、もみ海苔と刻み海苔は対象範囲から外してほしい。

委員 F：しかし、もみ海苔と刻み海苔を対象範囲から外した場合、消費者には不信感が残ると思うので、消費者が離れないように業界で考えてほしい。

委員 E：現実には国産の海苔でも、違う産地の海苔を混ぜ合わせる場合がある。その場合トレーサビリティを実施するのが難しいので、外してほしいと言っている。

委員 A：「対象となる製品」の部分について、品目を細かく記載せずに、2章の「対象範囲の設定」にまとめてはどうだろうか。

事務局 A：修正して、改めてお諮りする。

## 結論

- ・品目によってトレーサビリティが難しいことと、どの品目を取り組むかは各業者が決めることを加筆する。
- ・修正して、改めてメール等でお諮りする。

## ■ 3章 システム導入の基本事項

### \* 3-4 記録の保管について

- 【コメント】・記録の保管年限について、具体的な期間を定めた方が良いのではないかな。  
・記録の保管年限について、具体的な期間を定めない方が良いのではないかな。

事務局 B：乾物特性を踏まえ「原料が存在する期間はもちろん、原料の最終販売から最低1年間は、保管する必要がある」と加筆したが、どうか。

委員 C：1年間で良いのではないかな。

事務局 B：生産段階の立場から考えるとどうか。

事務局 A：海苔加工業者の方は、例えば、製品製造から1年ということが良いと思うが、卸売・加工段階で原料を保管する期間があるので、生産段階で漁連から出荷して1年間保管するというだけでは少くないかな。

委員 B：冷蔵保管等があるから、いつ原料が製品になったのか分からないため、保管年限をいれるのは難しい。

事務局 A：具体的な期間を本文では規定するのをやめ、脚注に、卸売業者および海苔加工業者は、原料がある期間と原料の最終販売から最低1年間にする、ということかどうか。

## 結論

- ・記録の保管について、卸売業者および海苔加工業者は、原料がある期間と原料の最終販売から最低1年間にする、と脚注に加筆する。

## ■ コメント以外の修正

### \* 生産者段階の記録：「製造期間」について

委員 D：「製造期間」の意味がよくわからない。製造日は記録されているのだから、それで良いのではないかな。

事務局 A：前の案では、「製造年月日」にしていた。しかし、結束紙に日付が印字されているとは限らないので、少なくとも何日から何日の間に生産した乾海苔であるということが特定できるように記録してほしい、という提案だ。

委員 G：それは検査日で大体分かる。

委員 D：結束紙への記録だけでなく、別に記録も必要なのかな。

事務局 A：生産した乾海苔をその日のうちに出荷する漁協の生産者にとっては、改めて記録する意味はないと思われる。しかしある程度まとめて出荷する場合は生産ロットご

との製造期間の記録が必要だと思う。「製造期間」を製造日としても良いが、1日単位で特定するというのはハードルが高いのではないか。

農水省 A：製造日にするか製造期間にするかは、何かあった場合に製品を回収するリスクを負うか、負わないかの問題だ。

委員 C：「製造期間」とは断定せずに、幅を持たせたほうが良いのではないか。

委員 A：最終製品から一人の生産者に辿るということを前提に話しているのか。

事務局 A：一者に特定できる必要はなく、入札取引単位に含まれる複数の生産者を特定することを想定している。

委員 A：複数の「漁場」や「区画」から摘採してきたものを等級検査に出したら、紐付けは出来ない。

委員 C：最終段階まで出来るかどうかは、システムの粗さによる。

委員 A：お客様からクレームがきた場合、その製品に使用した原料の漁協名と等級まではわかる。そうすると単協で調べていただき、お客様に伝えている。消費者から海苔加工業者への遡及と、海苔加工業者から生産段階への遡及と2つのラインがあって然るべきだと思う。

#### 結論

- ・「製造期間」を「製造日または製造期間」に修正する。
- ・4章 目的に応じたシステムの設計「事業者間の情報伝達」について、隣り合う段階ごとに追跡・遡及する文章及び図に修正する。

#### \* 荷割や切り札・割り札を行なう場合の識別と記録について

委員 A：「漁連等で荷割や切り札・割り札を行なう場合、将来的に入札指定業者と販売した口に含まれる生産者を特定できるよう、識別や記録を確保できることが望ましい。」と書かれている。出来ればいいのだが、現実には出来ないのだから削除した方が良い。

委員 G：トラックに積む時、コンベヤーから流れてくる箱について、全部記録を控えていく事になる。これは作業的に不可能だ。

委員 A：問題が起こった時に、結果的にどういうことが分かれば良いのかが大事だ。短時間のうちに辿りつければ良いという文章の方が良いと思う。

事務局 A：例えば「荷割や割り札をする場合は荷が分かれるが、現状ではどの箱がどの入札指定業者へ販売されたのか記録するのは難しい。」ということを書き加えるか。

委員 H：「将来的に」と記載されているのだから、それで良いではないか。

委員 B：「将来的に」という記述があっても、この記述では共販制度を否定することになる。

事務局 A：それは誤解だ。

委員 A：生産者が、自分が作った海苔がどこへ販売されているのか追跡するために書かれているのだろうが、これをやるためには販売単位と生産単位を一緒にしないとなかなか難しい。

事務局 A：最終製品から一人の生産者を特定することを要求しているわけではない。目的により、「口に含まれる生産者」全員が分かるように記録することを求めている。

委員 C：（最終製品から一人の生産者を特定できるようにするには）技術革新が必要になってくる。

委員 A：技術革新で出来るようになれば、今の共販体制を変える必要はないが、現状のままでは共販体制を変えない限りできない。

事務局 A：一般に、一人の生産者まで特定できることがトレーサビリティだとの誤解が多いのは事実である。しかしこのガイドライン案では、生産者を一人まで特定することを求めているわけではないので、そのことを最初の方で書いてはどうか。

#### 結論

- ・「漁連等で荷割や切り札・割り札を行なう場合、将来的に入札指定業者と販売した口に含まれる生産者（複数）を特定できるよう、識別や記録を確保できることが望ましいが、現状では作業的に困難である。」と脚注に記載する。
- ・この手引きでは、「生産者を一人まで特定することを求めているのではなく、含まれる複数の生産者や原料が分かることを求めている。」ということに記載する。

#### (2) 手引きの公開とその後の普及策について

委員 C：「導入の手引き」を本年度版として公開し、改訂する事については認める、ということによいか。この委員会の議論を反映した最終案については、修正しメールでやりとりをする。

事務局 A：削除すべきところや修正すべきところがあれば言っていただき、どうしても合意が出来ないところは外す。

事務局 A：（資料5「ガイドラインの公開とその後の普及策について」を説明）

今年度「導入の手引き」を作成して終わりにするのではなく、改善の余地のある点については、来年度も継続してこの委員会で検討して頂ければと思っている。具体的にはリーフレット等により手引きに関する広報を行なうことや、実際にシステムを導入して不都合なところや疑問が出てくると思うので、Q&Aのようなものを作ることも、委員会の中でお諮りできればと思う。

#### 結論

- ・「海苔のトレーサビリティシステム導入の手引き」は、委員会の議論を踏まえて修正し、農林水産省及び食品需給研究センターのホームページで公開する。
- ・手引きは、海苔業界で使いやすいように修正することも可能である。
- ・手引き普及のためのリーフレット等により広報する。

以上